

子ども向け広告の在り方について考えるシンポジウム報告書の概要 (案)

平成29年4月
消費者委員会

第1 シンポジウムの開催に当たって

シンポジウムの開催趣旨

- 一般的に子どもは、**成人と比較して広告の影響を受けやすい存在**であるとみられる。
- 我が国においては、「子ども向け広告」について、これまで必ずしも**十分な議論の蓄積がなされているとは言えない**。
- そのため、**本テーマに係る議論を深める目的**で、学識経験者、事業者等広告に係る関係者による講演、パネルディスカッションを行う場を設けた。

我が国における子ども向け広告に関する取組

- 広告一般に対する取組・・・消費者基本法第15条(広告その他の表示の適正化)
- 子どもの保護に着目した取組・・・児童の権利に関する条約、青少年インターネット環境整備法 等
- 事業者等における自主的取組・・・「日本民間放送連盟放送基準」(平成28年3月1日)、「モバイルコンテンツ運用管理体制認定基準」(平成28年5月10日)
- 民間団体によるガイドライン・・・「子どもに影響力のある広告およびマーケティングに関するガイドライン」(平成28年11月1日)
⇒子ども向け広告に関する取組について考えるに際しては、具体的に**年齢に応じてどのような問題が生じているのか**について調査が必要。
⇒仮に当該調査を踏まえ、何らかの施策を考えるに際しては、**事業者の表現の自由**との関係に留意すべき。

諸外国等における子ども向け広告に関する取組

- スウェーデン、ノルウェー・・・12歳未満の子どもに対するテレビ広告は禁止 等
- 国際商業会議所 (ICC)・・・「広告およびマーケティング・コミュニケーションの実施統合ICC規定」 等
⇒諸外国の取組は我が国にとって参考となるものではあるが、取組の成立に至る**経緯や社会環境といった背景事情等に留意**。

今後に向けて

- 本シンポジウムは**子ども向け広告の在り方について考える第一歩**。
- 関係者における**議論の進展、取組の検討に資すること**を期待。
- 当委員会としても、子ども向け広告について状況を注視しつつ、必要に応じて検討を深めたい。

第2 シンポジウムの開催報告

平成29年2月18日 中央合同庁舎4号館

基調講演

「子ども向け広告に関する論点整理」

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宍戸 常寿氏



シンポジウム(パネルディスカッション)の様相

リレー報告

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 「JAROによせられた子ども向け広告に関する相談の概要」
(公社)日本広告審査機構事務局 今泉 尚子氏➤ 「広告と子どもの保護に関する制度」
弁護士 森 亮二氏➤ 「広告が子どもに与える影響」
関東学院大学経済学部准教授 天野 恵美子氏➤ 「子ども向け広告とマーケティング 現状と問題」
NPO法人親子消費者教育サポートセンター理事長・
日本女子大学非常勤講師 加藤 絵美氏 | <ul style="list-style-type: none">➤ 「広告・マーケティングの社会的役割と子どもへの影響を考える」
事業構想大学院大学・宣伝会議取締役 田中 里沙氏➤ 「子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドライン」
(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー・マネージャー
堀江 由美子氏 |
|--|--|

パネルディスカッション ～我が国における子ども向け広告の在り方について～

- パネリスト・・・宍戸 常寿氏、森 亮二氏、加藤 絵美氏、日本菓子ベタービジネス協会常務理事 天野 泰守氏
- コーディネーター・・・消費者委員会委員 鹿野 菜穂子氏

参考資料

子ども向け広告に関する保護者ヒアリング調査(子どもを持つ保護者に対する、子ども向け広告の印象等のヒアリング) 等